

# 支部ニュース 団 東 京 2008年9月号 418

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201  
郵便振替00130-6-87399 03-3814-3971 Fax03-3814-2623  
メールアドレス dantokyo@dream.com

## 今号の主な内容

九条の会東京連絡会10.24発足集会のお知らせ……………島田修一  
9月25日、若手学習会&新人歓迎会を開催します  
労働者派遣法抜本改正を要請する一〇・八国会議員要請行参加のお願い  
……………鷺見賢一郎  
団本部の「派遣法抜本改正を求める意見書」を同封しました  
都市再生機構(UR)の賃貸住宅の取壊し、居住者への明渡し攻撃と闘おう  
……………榎本 武光・町田伸一  
2008年サマーオープンセミナーin伊東開催……………亀井真紀  
サマー・オープン・セミナー報告  
国鉄労働者1047名JR不採用問題の全面解決を求める  
団体・個人署名のお願い……………萩尾健太  
退任のあいさつ……………伊藤和子  
就任のあいさつ……………奥住広布  
Tokyo憲法セミナーの日程について  
日誌

今月号には 若手学習会案内  
10月8日派遣法国会要請案内  
ソフトボールチームエントリー用紙 を同封します。

## 九条の会東京連絡会 10.24 発足集会のお知らせ

旬報法律事務所 島田修一

猛暑が荒れ狂った夏でしたが、支部員そして事務局の皆さん、お元気にご活躍のことと思います。さて、昨年7月29日参院選の劇的变化を境にした自公政権の相次

ぐ崩壊は、「改憲反対・9条を守れ」「憲法を生かそう」の国民世論の画期的な変化がその背景にあることは間違いのないことでしょう。憲法をめぐるたたかいは今や改憲勢力を追いつめています。それでも彼らは米軍再編を強行し、海外派兵恒久法制定を企み、九条の会に対抗する草の根改憲運動を作り出そうとしています。

この最中の8月29日、「九条の会東京連絡会（仮称）結成の呼びかけ」が、各9条の会の34名の呼びかけ人、10名の賛同人（後記）によって発表されました。東京では800余の地域・職場「九条の会」が作られ、活発な活動が繰り広げられていますが、昨年11月に開かれた「九条の会」第2回全国交流集会で確認された「ネットワークをつくり、交流・協力しあって運動を前進させよう！」を受け、地域・職場の「会」の情報共有・交流・協力を通して9条を守り活かす運動を東京の隅々まで広げ、さらなる多数派を結集しようとの呼びかけです。来る解散・総選挙では改憲の根を絶つという局面を迎える中での発足集会ですので、この呼びかけに賛同するとともに、下記の発足集会（1000人）に地域・職場九条の会の人々とともに参加しようではありませんか。

日時	10月24日（金）18:30～20:45（開場18:00）
場所	豊島公会堂（みらい座いけぶくろ・JR池袋駅東口徒歩5分）
プログラム	準備会からの説明 賛同挨拶（伊藤真、アーサー・ピナード、小森陽一） 東京の9条運動の現在と未来 佐藤真子さんの歌とピアノ

なお、「東京連絡会」の運動を前進させていくには、東京の弁護士が1人でも多く参加していくことが求められています。特にこの運動には事務所賃料や専従者、通信費その他の活動費が必要となりますが、その資金はすべて寄付で賄うこととされています。そこで、近日中に弁護士有志が東京の弁護士に運動の賛同を得るための呼びかけを行うこととしていますので、これに対するご協力も併せてお願い申し上げます。

#### 九条の会東京連絡会賛同人

アーサー・ピナード（詩人）、伊藤真（伊藤塾塾長）、川崎哲（ピースボート共同代表）、小林善亮（LIVE!憲法ミュージカル代表呼びかけ人）、品川正治（経済同友会終身幹事）、杉原泰雄（一橋大学名誉教授）、日野原重明（聖路加国際病院理事長）、平山玲是（東京税理士会元会長）、本多静芳（宗教者・念仏者九条の会、本願寺）、吉永小百合（女優）

# 9月25日、若手学習会 & 新人歓迎会 を開催します

旧61期修習生が二回試験を終え、新人弁護士として法曹の世界にはばたく季節となりました。団東京支部所属の各事務所にも多数の新人弁護士が入所されることとします。

団東京支部では、こうした新人弁護士の方々に自由法曹団とは何かを知ってもらうため、下記要項にて若手学習会（第6回目）を開催いたします。また、学習会終了後に歓迎会（懇親会）を開催し、新人弁護士と団員との親睦を深めたいと思います。

## 記

日時 08年9月25日（木曜日） 午後5時から

場所 団本部

テーマ 「葛飾事件について」 講師：中村欧介団員

言論弾圧事件が続く中「葛飾事件」において一審無罪判決の画期的成果をあげた支部事務局次長・中村欧介団員を講師として、表現の自由の意義や葛飾事件の今後の展望、言論弾圧事件に対する自由法曹団の闘い等を語ってもらいます。

「少年事件について」 講師：高畑拓団員

60期の三浦直子団員と共同受任し観護措置決定取消などの成果をあげた実際の少年事件を題材として、少年法の知識や実際の事件処理のノウハウ等をわかりやすく解説します。

今回の若手学習会 & 新人歓迎会は、新人弁護士が自由法曹団と関係をもつ初めての場ですので、各事務所におかれましては、できる限り新人弁護士の参加を確保くださるようお願いいたします。また、新人歓迎会（懇親会）からの参加でも結構ですので、若手からベテランを含め、多数の団員の方々の参加をお待ちしています。

懇親会は午後7時30分ごろから「えんまや」にておこなう予定です。

「えんまや」TEL 03 - 3811 - 2375

# 労働者派遣法抜本改正を要請する 一〇・八国会議員要請行参加のお願い

団本部労働問題委員会委員長 鷲見賢一郎

政府は、08年7月28日公表の「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会報告」(座長：鎌田耕一東洋大学教授)をベースに労働政策審議会の意見をまとめ、今秋の臨時国会に労働者派遣法改正案を提出しようとしています。しかし、研究会報告は、労働者派遣法を派遣労働者保護法へ抜本改正するうえでは不十分な点を多数含んでいます。

他方で、9月1日の福田首相辞任表明を受けて、現在、年内解散・総選挙の可能性もいわれています。いま、各党の国会議員に労働者派遣法抜本改正の要請をする絶好のときです。

自由法曹団では、下記の要領で、労働者派遣法抜本改正を要請する国会議員要請行動を計画しました。都内の法律事務所から多数の団員、事務局の皆様に参加していただくことをよびかけるものです。

## 労働者派遣法抜本改正を要請する 一〇・八国会議員要請行動

と き：一〇月八日(水)午後一時～五時

と ころ：衆議院第一議員会館第一会議室

(午後〇時三〇分から入口階段のところで入場券を用意しています)

内 容

(1) 午後一時～二時三〇分

労働者派遣法抜本改正を要求する院内集会

全労連、東京地評からの連帯あいさつ

各政党からのあいさつ

労働者派遣法抜本改正を考える学習討論

(2) 午後二時三〇分～三時三〇分 国会議員要請

(3) 午後三時三〇分～四時三〇分 総括集会

(午後一時には時間厳守でお集まり下さい。なお、上記のスケジュールは、状況に応じて多少ずれることがありますので、その旨ご了承下さい。)

## 団本部の「派遣法抜本改正を 求める意見書」を同封しました

自由法曹団本部は9月1日、「労働者派遣法を派遣労働者保護法へ抜本改正することを求める意見書」を発表しました。

派遣労働者の改善要求が強まっています。その一方で、これを押しとどめようとする流れも大きいものがあります。意見書では「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会報告書」を批判しながら、抜本改正の内容について具体的に11項目にわたって明らかにしています。派遣法改正の方向を団として全面的に示したものとして重要です。

派遣労働者はじめ非正規雇用の問題はこれからますます重要性が高まるでしょう。そこで今月の支部ニュースではこの団本部の意見書を同封しました。ぜひ、さまざまにご活用下さい。またご活用の実例を支部までご連絡いただければ幸いです。

この意見書は自由法曹団ホームページに掲載されています。ダウンロードし増刷して利用することが可能です。

このほか自由法曹団では労働に限らず多くの分野で意見書を発表しています。これらも自由法曹団のホームページに掲載しています。ホームページをのぞいてさまざまな意見書をご覧になってみて下さい。

自由法曹団ホームページ <http://www.jlaf.jp/>

派遣労働者意見書 [http://www.jlaf.jp/jlaf\\_file/080901hakenhouikensyo.pdf](http://www.jlaf.jp/jlaf_file/080901hakenhouikensyo.pdf)

## 都市再生機構（UR）の賃貸住宅の取壊し、 居住者への明渡し攻撃と闘おう

東京東部法律事務所

榎本 武光

東京合同法律事務所

町田 伸一（本部事務局次長）

問題状況

2008年2月、都市再生機構（UR）は、首都圏にある3団地の賃貸住宅について、「耐震性」を理由として住宅の取壊し、居住者への明渡しをすすめるようとしている。

対象団地は、日野市高幡台団地、千葉市幸町団地、春日部市武里団地のなかにある住居棟である。

取壊し対象の住居棟は、団地の中心に位置する高層の住居棟であり、郵便局・銀行・診療所・集会室・商店などがあり、団地住民の生活に重大な影響を及ぼすものとなっている。

URは、すでに、該当する住居棟に事務所を設置し、住民に「意向調査表」を配布して、執拗に転居を迫っている。

URは、2007年末に、10年間で8万戸の住宅を削減することを内容とする「UR賃貸住宅ストック再生・再編計画」を発表し、そのなかで、「集約化」と名づけて、住居棟を取壊し、更地化して、敷地を民間に売却する方針を打ち出している。

今回のURの取壊し計画は、「耐震性」を理由とするものであり、一見すると取壊しに反対しにくい装いをもっている。

しかしながら、団地住民のなかに、住み続けたいとの強いのもとで、住民の会が発足し、『当該住居棟の除却計画の撤回と速やかな耐震対策の実施を求める』署名運動が盛り上がってきている。

対象住居棟には、高齢世帯が多く、『いまさら引越しなど考えられない。』『今の住宅にはエレベーターがあるが、転居するとエレベーターがなく階段での上り下りで、日常生活が困難になる。』との訴えがあり、『なぜ耐震補強工事ができないのか。』との声が上がっている。

#### 自由法曹団への要請

今回のURの耐震性を理由とする建物除却計画について、居住者の会からは、建築家に対して、本当に耐震性に問題があるのか調査してほしいとの要望がだされ、現在、URの耐震調査報告の検討がなされているところであるが、法律家に対しては、居住者とURとの間の住宅使用関係の法律関係及びURがすすめようとしている一時使用契約への切替え及び転居住宅のあっせん、補償等の覚書の交換に対してどう対処するかなど法律的な支援の要請がなされている。

そこで、当面对象となっている3団地に関わる東京・千葉・埼玉の3支部の対応が求められている。

なお、これまで、3団地に行ってきた学習会のレジュメは次のとおりである。

#### 「耐震性」を理由とするUR計画の問題点

##### 一 UR住宅『除却』の意味するもの

建物の取り壊し

居住者の立退き

URは入居者に対し、建物明渡し請求

建替え・再入居はない。

##### 二 UR住宅の使用関係

1 UR住宅の使用関係は、賃貸借契約関係

2 URが賃貸借契約関係を終了事由

賃借人の契約不履行を理由とする契約解除

賃貸借契約の解約と更新拒絶がある。

3 賃貸借契約の解約は、期間の定めがない賃貸借契約について将来に向かって解約をしようとするもの、解約の申入れは6か月前にすることを要す

る。

賃貸借契約の更新拒絶は、期間の定めのある賃貸借契約について期間満了の1年前から6か月前までの間に、更新拒絶の通知をするもの

- 4 解約についても、更新拒絶についても、正当事由及び使用継続に対する異議の申立てが必要

### 三 正当事由

- 1 『正当事由』とは、自ら使用する必要その他正当とする事由をいう。

- 2 URが、住宅を自ら使用する必要は考えられない。

そこで、URは、『耐震補強工事を実施しても、耐震性を確保することが期待できない建物』であることを理由に明け渡しを求めている。

- 3 賃貸借契約の目的物である建物がどのような状況にあるかという『建物の状況』は、正当事由の1事由となりえるが、『建物の状況』について、『耐震性』を正当事由とすることには、以下の問題点がある。

耐震性を確保していなければ賃貸することができないとする法律上の根拠がないこと

耐震性が一定基準以下になれば建物を解体しなければならないとする法律上の根拠がないこと

消防法の改修等の命令（第5条）、使用禁止等の命令（第6条）がない。

建築基準法の保安上危険な建築物等に対する措置（第10条）除却、改築、修繕、使用制限などの措置がなされていない。

そもそも、想定した地震がいつ来るのか、そのとき建物が倒壊するのか、倒壊するとしてもどのような態様で起こるのか証明することは困難であること

UR機構が行ったとする耐震診断及び検討した耐震補強工事の内容が正当なものか。耐震補強工事を選択することができず、解体以外にないことが証明できるのか

耐震診断の調査資料及び改修方法の検討資料を公開すべき

### 四 UR機構の本当の狙いは

これまでの改修方針からなぜ除却の方向に転換したのか

更地にした跡地の利用・処分計画はどうなっているのか = 建替えは予定しているのか、民間への処分か

耐震性問題は口実

### 五 住み続けるために

自分の権利を認識しよう

対象棟の居住者の団結

自治会の取り組み

他の対象団地との連携

広く社会に訴える

説明会のお知らせ

居住者からの要請に対応するため、本部市民問題委員会では、下記のとおり、本問題の説明会を開催予定である。「国民の住まいを守る全国連絡会」(住まい連)代表幹事の坂庭国晴さん、当事者である団地居住者の方々から、本問題の事実関係をお話し頂き、法律問題について説明する予定である。東京支部の若手団員及び公団・公社問題等にご経験のあるベテラン団員には、ぜひ、ご参加をお願いしたい。

なお、説明会終了後には懇親会を予定しているので、こちらにも、ぜひ、ご参加頂きたい。

記

と き：10月1日(水)午後6時30分から午後8時30分まで

ところ：自由法曹団本部

(本稿は、自由法曹団通信用原稿を加工したものです。)

## 2008年サマーオープンセミナー in伊東 開催

桜丘法律事務所 亀井真紀

8月21日、22日、自由法曹団東京支部のサマーオープンセミナーがありました。

サマーオープンセミナーというと洒落た印象もないではないですが、以前は支部の拡大幹事会と称していたもので、その都度重要と思われるテーマについて意見交換するという合宿のようです。私は初めて参加しました。

初日は「私たちの法律事務所に未来はあるか」というテーマであり、前半を法曹人口問題、後半を将来問題について討議しました。

法曹人口問題については、折しも当日の朝日新聞朝刊にも法科大学院数も見直しをしていくような記事が載っていました。そんな中、セミナーでは大阪の増田尚先生から自由法曹団大阪支部人口問題研究会が作成した「法曹人口問題についての意見書」に沿った問題状況が語られました。増員の弊害、見直しの必要、そして適正な人数とは・・・どれも様々な見方があり、意見交換でも簡単に結論が出るものではありません。

私自身は、自らも弁護士のいない地域に赴任し、弁護士がまだまだ足りない地域がたくさんあること、そこからくる悲惨な状況をたくさん見聞きしてきた経験から、諸手を上げて「増員反対!」という気には実は全くなれません。東京や大阪では考えられないくらいに弁護士にアクセスできない人が地方にはたくさんいます。質の確保、質の低下懸念という声も、既存利益を脅かされたくないことからくる大義名分ではないかと穿った見方もしてしまいます。ただ、一方で増やせば過疎が解消するというわ

けではない、急激な増員は就職難民を増やす（即時独立はやはり好ましいものではありません）ことになるという点は理解できます。そういう意味では抽象的に「見直し」（これ自体は何も言ってないのと同じですけどね）という表現を利用して調整をとっていくのも止むを得ないのでしょう。いずれにしても、重要なのは、弁護士のための増員や見直しではなく、あくまでも弁護士を必要とする市民目線に立った政策を考えていくことです。それが最終的には弁護士の地位向上、信頼確保につながると私は信じています。

2日目午前の「裁判員制度の中で闘えますか」というテーマでは、今村核先生から裁判員制度の意義と問題点、改善要求の課題が語られました。裁判員裁判については、ご承知の通りいくつかの単位会から延期決議が出されるなど危険性を訴える声が多数あります。自由法曹団の中にもおそらくたくさんそのような意見はあり、まともに議論を闘わせてしまったらその日のうちに東京に戻れなくなるのは必至です（テレビでは朝まで討論をやっていましたね）。そこで（？）今回は、制度の是非自体を議論するというよりも、今ある制度の中での問題点をいくつか挙げ、具体的にどういう方向性での改善要求をしていくか、弁護士活動として何ができるか、について意見交換をしたにとどまりました。具体的には、裁判員の守秘義務の問題、公判前整理手続きでの防御活動などです。守秘義務については国民への縛りがきついということで見直しをという声が多数ありました。一方で、マスコミが評議中の意見を報道するなどし、自由な意見が言えなくなるかもしれないという懸念があります。いずれにしても国民の負担を軽減することばかりではなく、あくまでも責任が重い仕事なんだということが重要です。

私は実際の事件で2回公判前整理手続きを行い、また模擬裁判では裁判員裁判を想定して弁護士活動を行いました。その中で自戒も込めて何よりも感じたことは、単に新しい法、規則を頭に入れただけでは、裁判員裁判に向けて猛研鑽を積んでいる（その方向性の是非はともかく）裁判所や検察官とまともに太刀打ちできないということです。裁判官の訴訟指揮や検察官の証拠開示を含む応訴態度には当然のことながらたくさん問題があります。しかし、何が問題で、それに対して今ある法や規則で何を主張できるか、どう闘っていくか、その場に直面して勉強を始めるというのではおそらく遅いでしょう。パフォーマンススキルのことばかり語られがちな裁判員裁判ですが、弁護士としてまず必要なのは今ある制度の中で精一杯被告人のために活動するという当たり前のことであり、それは現行制度下も裁判員裁判開始後も変わらないと思います。



# サマーオープンセミナーの記録

文責 団東京支部執行部

日 時 08年8月22日(金曜日)  
~ 23日(土曜日)  
場 所 伊東温泉 ホテル聚楽  
参加者 29名



## 【第1日目】(司会：小部幹事長)

### 第1 島田支部長あいさつ

去年のサマーセミナーでは1日目に憲法問題を議論したが、わが国の憲法状況は、この1年間で劇的な変化を遂げた。世論調査では15年ぶりに改憲反対が賛成を上回ったほか、名古屋高裁で長沼判決以来の9条違憲判決が出された。9条1項判決は戦後初めてである。また、5月には9条世界会議で3万人の参加者を集め、国の内外で9条の存在意義を見つめ直す契機となった。去年のサマーセミナー2日目には団の若手対策を討議したが、そこでの問題提起を踏まえ、昨秋以降若手学習会を開催した。これにより若手団員の増加による層の厚さを感じさせる1年となった。

今年は司法問題を扱う。合格者の増加、被疑者国選、被害者参加制度のほか、来年には裁判員制度のスタートが予定されている。今年のサマーセミナー2日目に裁判員制度を扱うが、これについては団東京支部として初めての意見交換である。法曹人口問題も含めて貴重な問題提起ととらえて意見交換をしたい

### 第2 法曹人口問題

#### 1 大阪・増田団員報告

配布資料： 「法曹人口見直し論について～大阪から」  
法曹人口問題についての意見書(試案)  
3000人問題アンケート結果

なぜ大阪で見直し論か

- ・大阪の経営状況が厳しいという根幹(経済的基盤の落ち込み)  
経営シフトの流れ(東京展開という方向性)
- ・2007年問題(1人事務所に採用を強力にお願いし2007年問題を解決)
- ・修習生に対する問題意識  
採用側の意識
- ・構造改革の破綻と司法の問題意識
- ・大阪固有の問題として2つの会長選挙(日弁連会長と大阪単位会の会長選挙)  
単位会では3候補とも3000人見直しを公約にかかげ、これを一番鮮明にしていた候補が当選

見直しをめぐる複雑な動き

- ・日弁連の緊急提言（見直し方向に舵をきった）
- ・新自由主義者の巻き返し（法務省人事・自民党司法族の中では新自由主義者が幅を利かせる事態）
- ・法科大学院の動き
- ・弁護士会内部での「無関心層」の増加  
競争激化、弁護士会活動に無関心、弁護士自治崩壊の序曲？
- ・世代間対立
- ・「決まったものは仕方ない」という現実主義

大阪支部試案について

大阪弁護士会臨時総会について

8月6日、大阪弁護士会の臨時総会で合格者数の適正化を求める決議がなされた。大阪弁護士会のプロジェクトチームを組んでのものであったが、当初案（3000人の速やかな見直し）は、目標のペースダウンを内容とする提言に改められた。

## 2 討論・意見交換

弁護士増について

「日弁連の7月の緊急提言でほぼ流れは決まったのではないかと考えていたが、そんなに単純にはいかないのか。」という問題提起に対し、「3000人にこだわらないというのが日弁連の立場であって、1000人、1500人に下げるという立場ではない。」「適正人数の議論は簡単にできることではない。要はペースダウンするということ。」との意見が寄せられた。

なお「3000」という数字自体については、「適正人数を議論をする上で3000という数字は邪魔」「3000という数字はどういう見込みでたてられたものか。厳密な検討を経たものではないのだから、こだわる必要はない。」という意見が寄せられた。

増加した弁護士について

「増加した弁護士はどこに吸収されているのか。企業法務系に吸収されているというがそこまでもいってはいないのではないか。渉外事務所の大半のメンバーは3年で辞めると聞く。」との問題提起はあったものの、「正確な調査はできない。」とのことであった。

修習生について

「法律の基本的理解が問題。」「研修所教官も質の話をしている。」との意見があがった、「ロースクール制度も不完全な形であり、前期なし・1年という現在の修習制度の下では、かわいそう。」「正しい研修の復活とバランスのとれた人員増の対策が必要である。」「数の問題ではなくて教育制度が劣化させられているという問題であり、ロースクールの詰め込み主義+修習期間1年という点に問題がある。少なくとも1年半の修習期間は必要である。」との意見があ

った。

#### 法律事務所の経営難・修習生の就職について

「経営難というのは実感できる。また、弁護士の地方派遣についても問題がある」「2007年問題で個人事務所に採用をお願いした経緯もあり、これ以上の採用は無理なのではないか」「修習生にとって一番気になるのは就職の話だか、地方でも採用枠はないのでは。」といった懸念が表明された。

#### 事件数の増減・ニーズについて

事件数の減少という問題提起については、「企業関係の仕事が減少するのはわかるが、庶民の事件も減少するのか。」という意見がある一方で、「地域によって異なると思うが、仮に事件があったとしてもお金がない」との意見があった。

またニーズについても、「弁護士へのアクセスポイントが問題であり、もっと早く相談に来ていればもっと早く解決できていたという人は相当数いる。非弁護士があこぎなことをやっていて、弁護士にアクセスできない人が食べ物にされるという事態があり、そういう人たちとどうやって弁護士とのアクセスを確保するのかがポイントである。」という意見がある一方で、「食べ物にされる実態があるとしても、それは弁護士を増加させて解決するのか。弁護士増加によって競争が激化すれば問題は同じではないか。法律事務をビジネスとするということに矛盾はないか。」との意見があった。

なお、「ニーズを開拓するというのであれば、なおさらしっかりした研修が必要である。」との意見も寄せられた。

#### 司法予算について

「先日簡裁国選事件をやったが、その報酬は6万、示談の特別加算が3万円だった。それで食べていけるのかというのが実感である。」「予算問題はもっと重視すべき。三権の1つの司法の予算が0.4%では話にならない。金は使わないで弁護士会の責任で解決しろというのは根本的な問題である。」「権利救済の見地から弁護士会が関与するためには、そのためのシステムと財政的な裏付けが必要。気合いだけはダメ。」との意見が出された。

但し「団系の弁護士にはその構え方が必要。悠々と金もうけをして楽に稼ぐということであってはならない。」という意見もあった。

### 第3 将来問題について

#### 1 平井団員からの報告

配布資料： 団東京支部の将来問題について

2008修習スケジュール表

各事務所期別構成表

これまでの将来問題取り組みの到達点

深刻な状況（54期以前について青法協の人数減少。40期後半から52

期について団員が極端に少ない。)から将来問題の取り組みをスタート

5 4 期以降事態改善(東京支部内集団事務所の入所者状況)

プレ研修等の取り組み+合格者増

法曹養成システムの変更とその影響

青法協プレ研修が困難、前期修習なし、就職難

「修習生運動 事務所」から「事務所 修習生運動」へ発想転換を  
どう接近・獲得するか

- ・ロースクール、学部生の段階から関係を作る(縦軸)
- ・事務所訪問に訪れた修習生を支部の企画に誘いグループ化する(横軸)
- ・宣伝(合格発表や研修所説明会の際のビラまき等)

受け入れの課題

- ・弁護士人員は足りているか

民商等の民主団体からの相談は減少しているのではないか。

事務所が地域の需要に応えきれているか

- ・個々の事務所に内在する自然限界(場所・人・金)
- ・事務所レベルでの議論と支部での司法計画討議の必要性

事務所の担い手をどう育てるか

- ・事務所のフォロー
- ・学習会の継続
- ・団の委員会・事務局活動への積極的派遣の必要性
- ・「先輩弁護士の背中を見て新人は育つ」

## 2 討論・意見交換

団員増加、成長について

「もともと自分も団を知っていたわけではない。『憲法』との関係が売りになるはず。出張講演等、積極的にやっていくのが大事」

「東京支部では、昨年のサマーセミナーでの議論をきっかけに若手学習会を企画、開催してきた。内容は、実務的なものと憲法判例的なものの2コマで、これまで5回開催している。さらに今年は受験生向けの学習会も企画し、受験会場でビラまきし、20名の参加人数確保をした。今後の改善点は、メンバーの固定化を改善するとともに、学習会からさらなる発展を図ることである。」

「自由法曹団の伝統を個々の団員が受け止めてこそ団である。国際情勢もふまえて自由法曹団がいかなる役割をもつのかを個々の団員が考え、継承していかなければならない。」

法律事務所の課題について

「まちだ・さがみ総合法律事務所では分割を予定している。話が出たのが去年。地域に密着させて対応するという発想と、町田より相模原のほうが人口が多く、事件数としては相模原のほうが多いという流れで分割を決定した。1法人2事務所であり、今年の年末に法人化し、来年分割するという予定である。」

弁護士人員については、神奈川県北部は、弁護士人員がないわけではないという地域であるが、弁護士人員が足りていないというのが実感である。」

「相模原は1つのフロンティアだが、フロンティアは相模原だけでない。それを我々で分担しあうという方向性を模索できないか。」

「事務所分割はいまの時代では難しい。やるとすれば、弁護士法人自由法曹団東京のような発想があってよい。」

「弁護士数増加の状況の下では団員の増加も果たさないと影響力が弱まる。そうはいつでも個々の事務所の収容力には限界がある。団東京支部として何かできないか。」

「ワーキングプア・生活保護等国策として人権侵害が行われている状況の中で自由法曹団の重要性は増している。しかし、それぞれの地域の問題をよく見て動かないといけない。それをやるためには、それぞれの地域の民主団体と協力を得るための相当の努力が必要である。」

「各事務所で事件ルートの分析をしていると思うが、その情報交換をすべき。そうすれば、地域の民主団体の情勢もわかる。」

#### 第4 労働問題

配布資料：「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会報告書」のメモ

本年10月8日に労働者派遣法抜本改正についての国会議員要請行動を行う。その前に9月12日、都下の各組合に対しオルグ活動を行う。

#### 【第2日目】裁判員制度の中で闘えますか

今村核団員の報告90分

質問：「評議の秘密」 意見の種類、個人特定にならないものも駄目か。

修正要求 改善点とすべき

限定解釈要求か削除要求か

刑罰を課すことの問題

発言の自由を担保するためには一

定の守秘義務規定は必要



量刑問題についてのラベリング理論に基づいた説示も必要では？

期待うすい。

裏付ける資料を出せるか。核心司法の名のもとにこれをどうするか。

軽負担というアメと秘密漏洩のムチを用いて民衆を司法権力行使に組み込んでいる。裁判体の中で解決できなかった不正義を問う機会をどう確保するか。

評議の秘密に関して裁判官批判と裁判員批判を分けるべきでは？

評議に関して裁判員批判を事後的に行うのはおかしいのでは？  
評議での裁判員の意見内容を明らかにする必要がないのでは？

より制度全体の問題を打ち出すべきである。  
政治情勢からみて制度改善要求を行う絶好の機会。団としても対応すべき  
日弁連も要求すべき  
「裁判員はお飾りだ」というイメージ与える宣伝方法も問題視すべき

選挙の一大争点に押し上げていく運動を団としてできるか検討すべき

団として「延期要求」を正面に出すことになるのか？  
実施にらみつつ改善要求

#### 公判前整理

ここが実質的審理 予断排除はない  
迅速性要求はトータルで見るとそれほどではない  
公判段階で裁判員に分かりにくいと思われることを恐れている  
長野での事例（強引なスケジュールに対して証拠開示手続利用して時間を確保）

保釈や無罪率が上がっている感はあるのでは

期日間整理 弁護側主張予定書面は詳細なものを出した  
裁判所は争点を6つに絞って、いずれも弁護側主張を認め、検察側は控訴せず。出せる証拠を全部出す。弾劾証拠については「やむを得ない事由」の解釈は厳格だったが心証は取れた

#### 目的外使用

堀越ビデオについて検察側から意見  
場合によってマスコミも巻き込んで問題視すべき  
弾劾証拠を法廷で出し裁判官にどう排除させないか  
裁判員と裁判官の関係



# 国鉄労働者1047名JR不採用問題の 全面解決を求める団体・個人署名のお願い

渋谷共同法律事務所 萩尾健太

1987年4月に、国鉄が「分割・民営化」され、現在のJR各社になりました。その際、国鉄は「分割・民営化」に反対していた国労、全動労、動労千葉に所属する職員を差別し、北海道・九州を中心として7628名がJRに採用されず、国鉄清算事業団に収容されました。3年間の飼育殺しの後に、1047名が1990年4月に解雇されました。解雇された組合員らは、闘争団を結成し、現在、鉄道運輸機構（国鉄清算事業管理部）を相手に裁判で闘っています。

国鉄闘争は、2005年9月の鉄建公団訴訟判決に続き、本年1月23日の全動労訴訟で国鉄の不当労働行為を認定させる判決を勝ち取りました。しかし、3月13日の鉄道運輸機構訴訟は、不当労働行為の有無を判断せず「時効」で逃げる不当判決となりました。

こうした中、先行する鉄建公団訴訟控訴審(東京高裁第17民事部)で、本年6月2日、当時、国鉄本社幹部の職にあった葛西敬之氏の証人尋問が行われました。席上、葛西氏は「民営化に賛成すればプラスに評価される」など採用差別を裏付ける証言や裁判官による「国労の採用率は40%で鉄労や動労の採用率は100%なのはなぜか」「中曽根首相が国労潰しを明確に意識してやった」との発言があるがどう思うかなどの尋問がなされました。

続く7月14日、嶋田元国労本部副委員長の証人尋問後、南敏文裁判長から原告、被告双方に「ソフトランディングできないか」と裁判外での話し合いが提案されました。それを受けて、冬柴国土交通大臣は翌15日の閣議後の記者会見で「お受けし、その努力はすべき」と鉄道運輸機構が交渉に応じるよう促すとともに、1047名問題の解決に向けて、「誠心誠意努力する」と踏み込んだ発言をしました。

しかし、現在、紛争解決に向けた当事者間の交渉テーブルが設置されるかどうかは、鉄道運輸機構の抵抗、そして福田首相の政権投げ出しもあり、予断を許しません。

こうした情勢の中で、当事者の雇用・年金・解決金の「解決要求」を具体的に実現し、一気に解決に持ち込むために、それに相応しい大衆行動の展開が求められています。

この間、47名もの被解雇者が解決を見ることなく他界するなど、被解雇者とその家族の苦悩は想像を絶するものがあります。事態をこれ以上、放置することは人道上も許されることではありません。当事者4者は、鉄道運輸機構に対し、早期全面解決にむけて、ただちに当事者間の協議を始めることを求め、団体・個人署名を取り組んでおります。

諸活動でご多忙なこととは存じますが、この署名へのご協力を心からお願いいたします。

・集約 毎月 月末集約 最終集約 2008年12月末

・集約先 下記の連絡先へ送付をお願いいたします。

鉄建公団訴訟原告団・鉄道運輸機構訴訟原告団

102-0072 千代田区飯田橋3-9-3 SKプラザ3F (03-3511-3386)

国労闘争団全国連絡会議

105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル4F (03-5403-1645)

全動労鉄道運輸機構訴訟原告団

110-0007 台東区上野公園17-5 建交労鉄道東京 (03-3847-3249)



## お世話になりました

専従事務局 伊藤 和子

岡本さんのあとを引き継いで東京支部の専従になったのが今年の2月1日。それからたった1年と7ヶ月間しかたっていないのに、事情により退職することになりました。やっと「業界用語」や仕事にも慣れ、団員のみなさまの名前などもだいぶ覚えたのに、とても残念です。

この間、多くの方たちと出会い、感動することや学ぶことがたくさんありました。初めて経験する支部総会を、支部創立35周年記念行事で開催できたこと、韓国研修の旅に参加させていただいたことなど、短い間でしたが、盛りだくさんの経験をさせていただきましたこと、本当にありがたく思います。

今後、働く場所は違っても、引き続きころざしを同じくして、持てる力を使っていきたいと思っております。どこかでまたお力をお貸し願うこともあるかもしれません。そのときにはまた、どうぞよろしくお願い致します。

ありがとうございました。

## はじめまして、どうぞよろしくおねがいます

専従事務局 奥住 広布

こんにちは、奥住広布と申します。みなさん、この名前を読んで、「あれっ」て思われた方もいるかもしれませんね。私の受けた教育は某宗教団体の幹部になるためのものでした。一度はこのエリートをめざそうとしましたが、社会や歴史のことを学ばまなぶほど、その矛盾に苦しみました。

もちろん、今はその逆の生き方をするようになりましたが、いまでも洗脳の怖さ身にしみ感じています。自分の子ども達には、「社会や歴史の真実から目をそらさず、平和や民主主義を大切にできる人間になってもらいたい、だからこそ自分の生き方が問われると」と感じる今日この頃です。

人間の尊厳をまもるために闘っているみなさまに対してどれほどお役にたてるか、とても不安です。とにかく不器用な私ですが、一生懸命、頑張るつもりです。どうぞよろしくお願い致します。

# Tokyo憲法セミナー（TKS） の日程について

支部ニュース8月号で東京憲法セミナー（TKS）について、お伝えしました。  
その後、政治情勢が大きく動き、解散・総選挙が必至となっています。  
東京憲法会議常任幹事会で検討の結果、東京憲法セミナーの第1回の日程については、  
総選挙の投票日が確定次第、設定することとなりました。  
詳細については今後おって、ご連絡します。

## 日誌 8 / 6 ~ 9 / 17

- 8月 6日 東京支部要請「ビラ配布、表現の自由を守るための要請」
- 8日 東京支部声明「オリンピック招致の白紙撤回を求める」
- 11日 東京支部声明「座間から米軍基地をなくすために」
- 15日 東京支部声明「石原都知事の靖国神社参拝に抗議する」
- 19日 東京支部声明「全国学力調査廃止を求める」
- 20日 東京支部声明「自衛隊はインド洋の給油活動をやめ石油を市民生活に  
まわせ」
- 22日 サマーオープンセミナー
- 23日 サマーオープンセミナー
- 26日 自由法曹団将来問題委員会  
「全国学力調査の結果公表の中止を求める要請」
- 27日 東京支部声明「宇宙基本法反対声明」の再送
- 29日 東京支部声明「全国学力調査の結果公表に抗議しその廃止を求める」  
自由法曹団拡大司法問題委員会  
新日本スポーツ連盟東京都連盟と懇談
- 9月 4日 自由法曹団警察問題委員会
- 9日 東京支部事務局会議 / 東京共同センター宣伝行動
- 10日 「原子力空母の横須賀入港の中止をもとめる要請」
- 11日 東京憲法会議常任幹事会  
自由法曹団事務局会議  
規制改革会議教育目安箱へのパブリックコメント応募
- 12日 東京共同センター憲法運動推進会議
- 13日 労働ブックレット出版会議
- 16日 社会保険庁プロジェクトチーム